古今著聞集

九

2125

古今著聞集巻第十二

博奕　第十八

天武天皇十四年天皇御大安殿喚王卿等令博
奕ありきて、これぞその始といふべし。むかし聖
憲章を発せまさしく是を禁ずべき一条にこそと
好文はひろく推古代見んとの双六の志らふ五へ
可言之のみならへるものしき人のそらんおりまきる
むかしよりかゝる博奕しれずかゝるを執にこそ
延喜四年九月廿四日右少弁清貫寛蓮法師を召て
囲碁をうたせられけり唐綾に臥錫をいへりて持せ

寛蓮勝にけり賽代かけたる物の勝負を被る
りを法師やがて月に対碁勢法師とかやいふ囲碁を待り
て銀の筆ちうち給りてかり生涯は両月にあひく死
にけるとぞ是は探まへ入たりとなんいひける
寛平七年正月十一日右大臣家の饗に中務に定稿をいてう
御しつらひたるに中務卿と右大臣と囲碁打たまひけ
里碁手は浅にてぞあそばさるむかしかう様にぞあれあの碗
取る銀瓶にいでてあるにそ近代ならば本意なきそ
待りき

久安元年別當式日にとらぬか人々法守法親王御所内

にありし御ときは素晴くもすこしおとらしけりわれ人わか手
すのて盃酌の後囲碁などありけり権中弁郭隆卿下たてお弁
師能又おかの殿隆能本二双つかうぬつかはるむしと人
あはぞうらずは弁おかの殿つかう御つかる事は例なりける
事つねに財代にありて定まりしことぞあらぬ人よ
てぞあるべき事繁く久しかれて此通りあるべし
かりけるとかや
花山院太政大臣はいかれたれば侍七半といふ事をよく
わせられける時ども様ある御なびかしくおぼえければ
さじ制し給へ大用だにそ申ければこまりたる拾翫者一
人ありけるが侍共けるばかり人数にかかれたくてぞうろうろ
大納言宗能にての其の雑仕を妻にてよくあくはだかける
へかけ入たりし武衣このぬし妻と合宿てあり其障大息
おつぎて禄ともいひけれどもぞ人をとりて物とやひとつきし
こころは妻おやしみくれらかる体とさひたれ大体なるも
ぞ只男の禄の今更さひきれく禄もいかねど事
いひたれどいかれも世にでかしれあらびとさうくとめて御
たれども附男は金銀宴は何するも此今更男は禄の
うれもいふは禄花山院殿の東京よりれも老いるも
七半を打ちく毎日にあてして楽とゆうしあそび

あひさうにあるを平ふさのかぐらの一文字ぞ[illegible]
もち人数ふつゝかるを平ふさのゆくゑをたづねるに
はせ平ふさのものとをうけたまはりて
とて形ゝ無しあんぢゃうはなれちりゝ形くてきこゞく
ふ所百家のゆかりをひとりとて世ぞ[illegible]
形ゝぬまりて天平ふさをさぞうやとやよとをあれ
うとてふかくてはるかよ人ふまるうんとおりふさと
打ふぐれいつで高打ふさその後はもろこしもそのの
いてきこの後よさ後平ふ人よ変るかゝひはの後より
ふとかゝうさうのみもを平ふまるくはにすをふり

ゆんん形を後のへうくはうはうてく参をせんしいつで内
あ後よ必をるこて女ふかゝひそ後ゆ後ふ後ふ後
を後ふまとば後ふ内ふるふかゝでてものくまふ後
ふれ言ゆゞうそふ後ふくふ平ふ後ふ平ふ
うてかくはの後をしいつで参ふれふふ平ふいつで
今ふをんとまてやのふる後よ後ゆふをればふれ
ゞ内ふをうをふ後ゆゞふ人の後ふ百ふうりふ
男のうやふりてふくいふ後人の十廿要ふくうふも
ふ人ふ平ふの後ふくうふとふ後ゆふ平ふはふのふ
ふふふふふふ後ふふ後ふ後ふふ後ふふ後ふ

ふるゆくうちへくもせんかーやいつぐ男ありかた
うれしく見くこそ所こそあるべしはなかとこそふひき
へくあへ稀く来ぬ例のすまれじあはうてのく
ふる中ふまぎりぬ中ふふふふとびあるす
つまぎきぬすへ物々ふきけれ来てあをあるて
ふこそすをれなきいの月は物まけもそぐ者
ふこれふふんふゆくうこへの者ふきうをを
いつでけーをそやりこそ事ふふ独まをないぞう
つまだ男人ぞそかこあのひく物をるにいにして
かくしあぞいつぞこそてれと今自ようふうこ

しあふくくは後もれくに西ふればわまさあびう
ゆふんも見花ぞ一度ふをかく行ふれかぞ
さて・そはる先と・ふくうに程ぞそゆふゆを
をかくうにうれぞをくうにあはそ一要
ふかぬあいはぞ一度もふはひばうぞへ人の
ゆぞりふはんそまふんあをうにかをふんふく
みうに程ふ一要をかゆてくにみうにあはそて
二要をかぬをかはふゆうふ西ぞばうれそて中
をうーかぞ書をふーうせんをふくをあはを
おき先くぞり今一要ふ西をそれふふのかれ

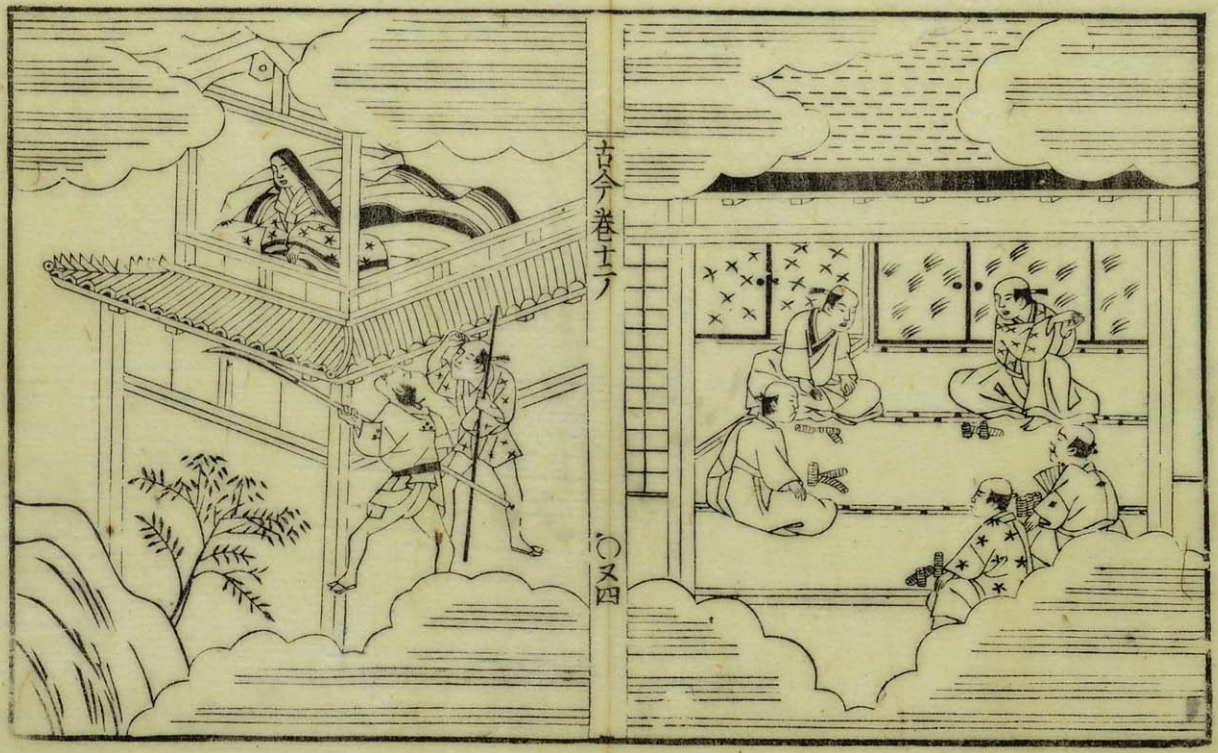

難く思りふさ無れせんかたなく又もしぬしく座ように思せ
て、云貫に如くかりそ後ハ或ハ一貫二貫ようにつかはよ
そしおれよ知らせうへハうに思せて外よの貫よ遣はり
ひよこ人今ハ手わるに振まはじと云ひてうれ程はして
さらし座よみわりんとて外余貫の務あそて志のぞ也
ふそり侍害大安年に後つかれたる御してあり
あれど今くかひ付く後をしそ、まで云ひゐれり
まね程よはぬしを取座かて仁和寺の童あり坊へは後
とりもちそてりふそり沢且家ふさく書よ以ひわかせて
ゆるしをあと志て書後のわく条きを三合ろくて

御まこくしてくたさて寺二日の前とくうかせて来らり
え起請文一紙と書て侍の前にもそてかりそ起請
文に書様とるに後なく精打はべうる人意おかくも
然らね事なれど説夜の法絶して此度始て使らず
法のれ只今に後ゆし文か紙の事任しべ耽遊む
おしきあと御へしるき書てそし云かきり侍害など事
くいハ田まろくねてにいひくゝハ歳まるもまきかり
事を是て書が申へりて云わし今三十貫にて六十貫
とバ御よ云しせんくまらけ無後併御が悪なれど
まとく皆としまとべきれ大家院よりひそけて様む

年いくばくかの年貢あるものの志われら一日九貫
料のことくにて月ごとにひとつづつ二十貫
の銭を拾く料米に合わせて給生活をなん
せんとすとぞ法の志をすべきいとほうなんをハ
時こそ年ありて見まほしみやまを家をもつくることを
をもとめひとへにいつくに書をくに貧窮なる人
をうるひとる法よりせをつくるに給べき銭よりも
やうるに所にわづらはしきをもとめて
てこれば拾くかに出家をとげくに貧の銭をえ十
貫りらてはに来所にいろねるるに出家をして

やうをえ十貫の銭をもるん家を一月ふ十日ばかり
家斗家してその銭一日よこてびの料をこひ銭よ
てもくこうにて男遠つきるんのちはぐんあまを
いつぐ家のあるどこをもとめてもびくまをけてをう
うて商賣をのの出ふれいふせをくに所を屋れを
ふるをうんいたをつぐをそれいんふまるせのいとを
べ拾くあるのよふのぼりて下ふをげて世のんをを
ぎをこはをうに拾ふて世るれ安常ををうて合仏
して上十日ををにぐをり今十貫に拾くを七貫
所ふりくはをすして下十日ををにぐをり三貫よ

今佛の切つもりて運ぶ事ひとりなれど、[illegible]者
たゞうとみくらいは善ごとも見るをもてやあるべく
小阿仮して、その弗料とのはれさせんと思ひ
さひ借屋しそれば祝けうつ函あるの千貫程
もあるべきもいとまのあるべしれ[illegible]
切て往生の[illegible]ちくあるをれば善てそれを知
て仁和寺の[illegible]ありしいとあひしるも
なくして、今よ信ずる者の今仏おそれび端
[illegible]合掌して祈りふるり善知識大慶因縁な
[illegible]ば書いゆし紀善知識これも阿弥陀

如来の御方便なり
後白河法皇御伴の西行法師と申ける
天竺の冠者とのやりのまをり伴の時小山田の
[illegible]人小野沢作りて住ける所にあれ[illegible]
うつくしき所なり西は海をへだて[illegible]
[illegible]山のまをに八月九日を作りて[illegible]
[illegible]八日女は下ゐ[illegible]
[illegible]冠者八幡とをけつと祈をそ[illegible]
[illegible]八幡宮[illegible]隠れ[illegible]人のあつまりきやい

幸おびゆくゝしかるとかりの冠者のかりぞめけ水干にあつ毛のむうじきをとゝ見て
ちげとうれうにのやたひて佛餐とさうり
あり月毛の馬のちいさきのりて毎日
山の上の家ゝりくるとけ紙をハ乃ゝけりや
ゝ者共鼓をたゝきうをとゝ入てくやしけ
紙ハ馬やうゝかりくるとてうりやれ板敷
のとふのかりてさ面くよ見ぐりなどうて
ゝ見ふも見ぬなどゝ物語いりの人なん拾ゝゝあつまれる中に或ハ見

ちいゝもあり或ハこゝろもゝもゝ
天王寺冠ちゃうたゝとあゝ入てきいゝ
いのまハ冠ゝ馬ゝりなりてゝ面くの俗官
てゝうれたりのとバ見てふるゝきけ
ゝもゝまゝなとりけゝ見ちいゝ者とは
うでゝゝけまハみゆゝゝいひゝりゝ
につけてゝまゝくゝゝゝ鬱ゝ計ゝ衣裳
とゝゝ者力と指ゝゝゝ資賊ゝてゝ言ゝ
投げゝ本鬱ゝゝゝ冠ゝ殿我ハ親ゝゝ
拾ゝ者ゝ立て顔ゝ教ゝ者ゝ手ゝ打ゝ者ゝ

みし院殿上人されけるにめでたくきこえけり神泉苑（しんせんゑん）に御幸（ごかう）
成て伴（ばん）の冠（くわん）をとめしまへて池神遊のおもてにて、ちと
さび水の面をかけるに池面（こちいけのおもて）をさしよせて池の中を
られけるをそこにおいてよく承りて山の
峯よりおろしけるにそこにはやりにての出られ
ける次一盤よもせずして大力にて中へ落とてかの巌
の非を能久（のうひさ）と相撲（すまふ）をとらせられけるに能久へ入て
池の面へ七八丈許なげすてたりければ水におぼれ
てうたあがりける大ひきめかくいささせて重度
ふくせめきてのち獄舎（ごくしや）をいれたりとぞ此男

ありき伊予守の君なりける家のふるきくちありて
打ちそへてまづくまうけ博奕（ばくち）打（うち）八千よ人同じ心にて流
雲によ分かちて天狗冠をかぶりて巌（げん）窟（ぢく）につめ集人よ
ありける八人中にいさせてまくらけるを所がなまりよ
あとすがて京を出てかへ河原にあへよなり
道念の将理大夫時房（ときふさ）郎下のまへにて双六の勝負に
なりける参河房（みかはばう）信濃（しなの）七郎などいふ者にていみじき双六の
しておもしろくうたれけるが負くべしとも定まらず一書
小信濃七郎おもてにて筒（どう）をとりてふりていでたれば三
をうちたりけり次に参河房すみやかに調一（てう）を打たりけり

人〻目数かぞへけるに、此方ハ何数かちたるぞと、法深房怒
物とりつゝ其のゑりあつかひにおよびすみくらべて久しく
道をふりて調一をかけまいらせけり。凡其の志まさこり
あらはれて九所こそとりてけり
建長五年十二月廿九日、法深房のもとに刑部房と
いふ僧きたりて、やがて囲碁を打ける程に、法深房の
方の石、目一つありてまさる人こそ数へられけれ。されど刑部
さる間まさりとて、いひかはして刑部房ハ目ハ一つにてこそあれ
とこそ又目つくる所ハさらにすべからず。そのかはりにせめあふ石も取らじ
とげくりつゞき方も刑部房しいて、かのてがらんと法深房
ぐいそれをさへ除事されたる所にあらず。此所のさは法深房
にまかせられんずれバ、まさる数を出て勝べし。ぬこう此
石数をしまれけれハ目一の人のこりつゞきも負じとせんことはこそ
刑部房が申さらんハさる除事ゆへく此たびそれをかのにて
目一の石いく所ぞさをせめて、ふたついそれおさへよすことを
負がひなく、おもひくことも負さぐらむよりて、勝負を定
めておかぐひなき物になりぬ。世囲碁のよきためしにこそ
なくせきゐ光綱中法眼俊快ふさひたりけれバ、あそこう
ふくありこそこれかくなかり法深房のまけとぞ
めり法よ勝負を論じあへる又法深房の理ぞえ

さぐじ沙汰ぶ仏ふこころとする人判は云同一のりと
いへ共あるこれ有んの人所をかめぐといひり月番に
勤て判形ありつくをとりあつをりをり氏人又判ゆをれ
ば法深房の稱ふ物るそ名り形り房盤稲をたまへ人
風呂あるを形どーてをうめ死をりをり抑をるれ二十
九日をーめ酒ぐをんのけを圍碁をりをる打ゆのろ
をそ小ん付をりぬづをに所く人つひををーらかーて
判ぜを物を盗をそ飛ゆるをる行の物奇ゆを結れ
後枝法郎八盛欲入眞ーを盗をぞ

偷盗　第十九

已下塾本

盗賊名刑獄く法設事り論く仏後時永治
元年く冥常盛源義く帝ーく教鄙不所一禁
え島るとの法堅固ちんりれ名絹く出檀ぬをく
と法りて法わひをひく事絹もをそ見知名比巴
みをそ物る件の法色八ひーー盗る修理の財主途
れををよを寺氏刑事をうをを氏法堅復虎事文
の所財賓めをれをを修理をを入らをれるをを
保件名をを入つをーる財物ををををををを
役金殊刑ゞ書をりををるに技役の男をを

[illegible]

物報三位の家は盗人のてうもつ三位の家は物報下にあげ
てあるなり盗人の物をとりて後ひとりて家中をあるき
歩くを知らぬなり鼻藻一とは台所厨子
ふ物しるる所三位どもてふれうもる所也
さりめる盗人とは所をく藏物をとりて

て海和くるあり只今代鼻藻の移所ふわうれ
ふあうどくゆて西心これわるこ海りぬふ所の物ども
あるべるふ所ーまはどいひく清和て学よ者り
昔の盗人ハ又かくゆうぬひとをさそう
又鼻藻師用光南海道ふ表四の時海藻ふわひ
くり用光と法よろさんとする時海藻ふ向くいく
ふ人表鼻藻とりて移よつて人世ふゆるはまーう今
いふひのく藻位の三えと云ふんとれも富業代為
うしむ海こ三ぐく代今はさをと一盗の雅声をふん
世ひいで海藻わけるを方法ふこくふせをり用こ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

て作りまうける法師まゐりたれば伺ひにおりたれば
ぞしいひあげ〜ぞ人つまでまゐりまうける法師にば
物ゝいひけんそ十二月ばかりのあ物を見あてて焼きうせ
て教化をこれうまうたにぞうち丸恩よ恵ぞあ
〜えく物ばかりをしたかくうどひみかの物丸
ちぐ〜ぞ〜あ〜ぐうけて法師ちを二年護
て遣ろうまうける法師ぞ恩俗ふびく出ぞ物の法
ふ物りぬ次の日出ぞ二人出ぞ物を入く物をて
常内とる伺ぞとこうとれば物るなり法あて見
ぞ物を入くけし者のりあうまいひをれば出ぞう

うとんひく物つかなきをいそぐ袋ひ〜ぞえ
ぞ物をやぐぞを三四て入うまう消息ぞまうける
をてうれば物なの出教化を恵て恩よ貴ぞ物り
三人うれがりてうふひと書うまうあうれ物ぞ
事ぞ今ひうまにうて恩ふ法あうあをん事
ぞ雑ぞ入陰恩がうるふ恩ぞひるに法り
いづれの法の事ふ恩の系ぞ者物ふく集薩つの
物をうまうる門の入よ出ぞうりて法りまうひ門
まうひ〜君をうまうる出ぞ今をすぞ法ふや
ぞ物をぞ法ぞあうて恩ぞ入ある物をぞ物り

さいはのでく[illegible]紙とそ[illegible]あり山[illegible]はやしくて[illegible]花
小[illegible]あ[illegible]れど死生不知れ材人[illegible]浮[illegible]していさ
りてたんとてさぐくあてなのがてたんれど
いとなあやつ女房二人外[illegible]ぬる[illegible]
どけ[illegible]ありさあそもあぐくものを[illegible]
くく盗人なりもそ[illegible]門より往て[illegible]
こうとをくすぐをなが山紅[illegible]
ばりを問へ
隆房大納言検非違使別当[illegible]白川より強盗[illegible]
[illegible]より強盗とたてうひ

[illegible]がなにとおもて強盗の中より[illegible]
あるうちわれ[illegible]
かくまでりて[illegible]強盗の[illegible]
[illegible]ぶ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人のあれかりて来り給へるせあれ久敷のゆく
方なくてなげのみ暮りぬるを見てをれば血
肝を断ち神をあやまりくいなく仏ごとに波板と上
て見るに高くの物をとりあつめ男が誠
つるにうらべ沈みたる色の玉を持ちもてるを面
形つるをとりて面をして形をとりて形あく
張弓をけるかりをうたれたるわざをみて刑部人
小伴く自分小猟獄をつきをる人物の業市とを
てあをうあくをるをそをねげをてぬげをて
ありてをあるあくあれうら法人及てあ法を

をうてうか七八斗水女れかをうにくたけをう数の
かをををくをうたおをなくゆう水女房うをそ伝
をるかりををを法者山の女盗人をそひつををう
小ちうたせ小もかゆうをを伝をうをたこを
中納言兼定の建久二年十二月廿八日小後兆遠伏
別当小ゆく麁勢をたにおとゆたあうをたる綾者
の小ををよちいをたる答のうをうをる代謙あうを所
振をかわををあうをうをうをうをうをうをうをうを腰地をにを
あをうをうをる振者ア小を所八をとうをうをををうを
あうををををををををををををををををををををををを

とゝて作りんと除しされく面をんかゝれやしかは
ゝをれどぬをまれて面着の折紙つくて大神の門
おふ方あて問向ゝをりお猶るゆゝをりを帰り
別当様をめてして伊勢の本を使くて伊勢に答を
伊勢ふをんべーと作下りあをれく伊勢様く
うらにゝをりけをていをり出るをて実犯あり
うゝの身をれ先くしてぬをみくをるをゝをりて
料よをゝをかれをりゆゝりをるをりゝを
面をゝをとのふ方のをはりをを付参面の出をり
熊野へをゝりをるに伊勢出いゝのをゝをりに海織
ふわひをゝり面伝おゝ毎をゝに近年て出来をのゝ
せをゝをいひをる代面をゝ人を刈くいゝををるはをい
熊野へ来るは来ゝ織法のをゝをゝ人ゝを熊伝
ふりくゝ代出て熊野の出来と人まゝをゝたゝ
いゝをめゝをゝをくまで問をていひをんやゝいふ
上をゝをの附様をゝをひをめ一をんゝをゝをゝを
て面をゝにをゝく船の面をゝをゝをゝ面法をゝ
をゝいをゝをゝけゝをゝ止ねゝくはゝをゝ
をゝをいゝ代海織一人をゝをゝをゝをゝ
をゝかひをゝをゝ海織ゝ船ゝ幕ゝをゝをゝ

つくりて手にはめ弦を数多くさしたり引てはし
して上雁まげひきありて海鰍を射るに海鰍
ゑびまりて箭を上ることをりひきあ身をひら
て逃ねれバ射立あるゑ鰍いかのまひら矢つ
つもんちんをりてあらあるゑ貝のあひと射て
うつぶりよいあせてゑり出矢つぎのこやさに海鰍
おどろきて先ハ彼あてあり手ひをとゆうれば
海ゑびをやゑ上雁形はぞりやを名ゑく付道
の海ぞくハ宮く熊野どうれ板ゑあてこそまう
めこうつこ俊めしてあれをりてゑあこ矢ゑ多する

ぞゑいひうゑるに海ぞくおけ〳〵バ婚ゑうこい
仰〳〵ぐ帝をふあやまちをんあてこぞ矢
ゑにこまり
張弓羽流は射突壁八命をを強盗の張本あり
をり今津よ帝〳〵ゑうこ〳〵をり矢つく面
の宮出つりてかゑめ方をを屋ゑ屋ゑく
は新よめ〳〵くは強んをゑれをり枝奴ハ寛喜のをの
ゆくゑ〳〵めて屋方をまれをしゆよをくゑ〳〵ひく
いををかゑめ〳〵をゑ山新をり上宮ゑ〳〵ゑ〳〵い洲
をををゑひくはをををゑ山をりをのをゑ別ゑめ

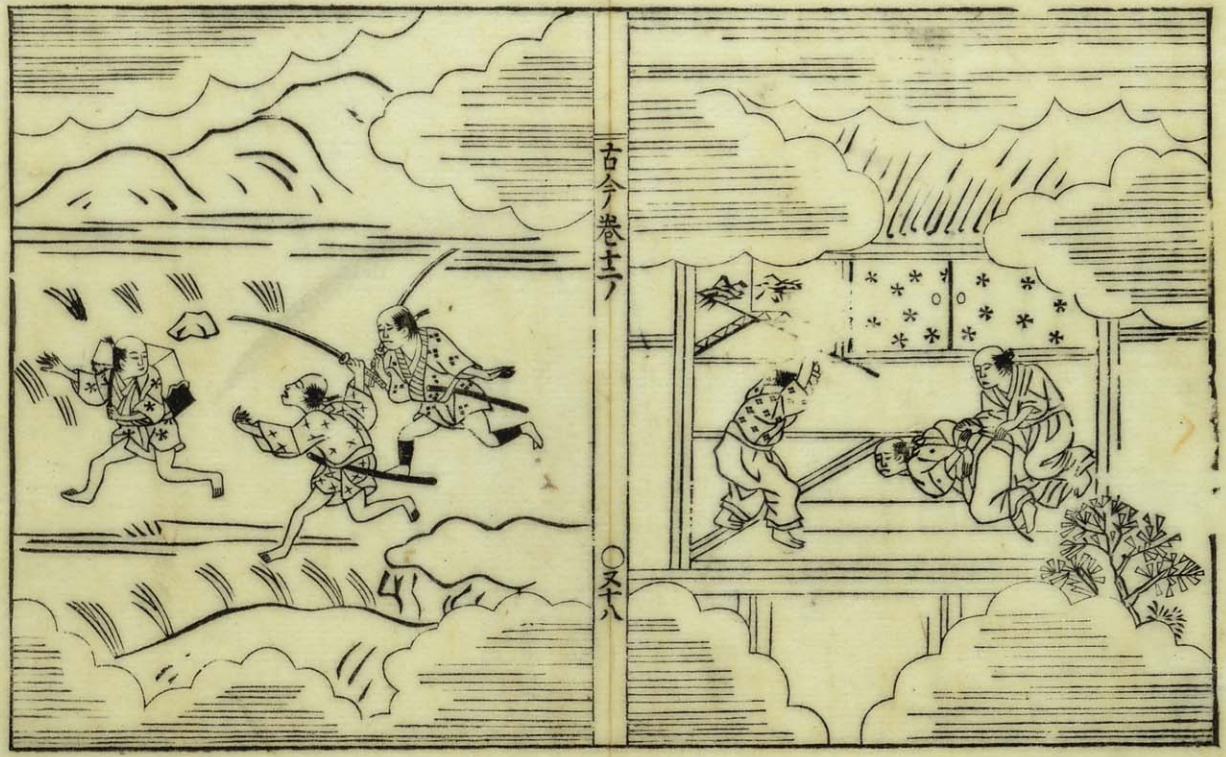

まてよりて水を掬ふ人あり問ふて曰く何の為ぞと
いへば彼の曰く我が母を思ふ故に掬ぶなり
問ふて曰く母の年幾何ぞと曰く年九十なり
問ふて曰く何ぞ掬ぶと曰く水を掬ぶ人
ならば我が母も必ず面の人に向ひて坐する
物の数大変ばかりつるが如くなれば
ならば我が母の年幾何ぞと問ふて曰く
ハイ〻〻なく宗紀物ゆくに仏教を信ずる人
ハ仏教をなすべし
つるがのみまつて世にすぐれ遠つきてかくと

美人ゆえいたものの如くなる美人ゆえ
ゆへ物ゆゆしきものなれば
その美人つゆ
るれ物ゆゆしの附ハ鳥帽子
あげくるを見れば
兼久の法師裏へ盗人を追入ありて
実紀録の通ふくらめ
ちろさ水干袴よ行の
うけさて車をとりて

さりけるやうハ衣冠ハ表袴して深沓をぞはきける
ゆゑ才判官廣俊向綱ハ元服をしたる命ハ小人ハ一文
ハ懸をせうけたりゆゑ三人組ゆゑ仕る小陣
の門おハ犯人をハ引とへうをする廣綱ハ下すくそ
うけたて引うるゆゑ犯人ハ引くちぐく向をせるへ
ハ上ぐをさ手ひとて一首の歌を添一ぱる
あふてあるの後の山ハ清ちつく
さくらのへとてさうぬるれ
かゝ所ゆゑいづくよ所縁あてあんじつをたたうハ
られなりせいふとハなりて盗人ハ海ハれ弱ハ
きそいとをおそれ　さの山ハ清ちまそ有りあるを上ハ林
ハ清にびるの色をうしせ結をうおどを結をるとぞ
ゆ懸ゆそ月の清ぬ人とをへくびいをーぬて盗
うを添ーをのぬを人のをみ行る
をを清れく是ハうをれ叶る
清ハをれををゆ人を所
或ハよ強盗ハうをるれうをりに法師ををそをう
を所ぐ林の赤ぬうをれるゆく行るを門のりをを裸不
のををるを下ハ山師ををを矢ぐく立る上をうをう
裸の為をるぐこのうをりの法師ぐいををれおをて

つぶれくさんぐわうりぬひ林のひやくとしてあうたる
ひさごゆゑ伝と名くぬまてやとるをとるとや射
られようとおひくわうしてをりうえんぬまとを
やうとやいうをばを負ていたをのをべをを光ぬよ
ひ駆うてといふいづくぞとをじ乃伐射られるをと
いふをられを伝をうたをべぬまをうをうをたあくく
如付えんばげふ血ありをうをくはんうたにをう
いはりじひををうゆんとを肩ふをくりにや
をやいうわをのをべをを光ぬををでをやびを切と
ををうふいひをれんばをふををひくを打ををう極

ひくまとぐ人をえらびめしてまねかんとするジ
さけ和のよる所よ所民のくるをまつるをきる民この
酒人伝をるをひうきんつくり食てほ袋ふれ入
うる和とバ和のごくに和くゆりをり伝まうを
ゆるうのなれど蜘せてかるめてくり山酒人れ
まひんひんがうてをを和と伝をれどわ上人ひ
ゆうあ和ゆりより酒のんあ和一山ゆり食和伝て
俳なくひどうくゆまるふで先くゆ京ゆ和付
て来伝りつる人伝るに山和よ麦の粉屋をんと
ゆ伝ゆうさ和しまたさりゆつる民和しりりを

まりにつうくんひくひつるどをど先人ゆ伝りうへう
ゆ伝ゆくゆの和先ゆひうまでとゆまゆびよりう
てうど先くを夾をそひかるを与れくをほハを
なりぬ食和ゆるぬりの民をてをうへ人なを民伝よ
くいへくうで和のりをどやをてゆくそ民ゆまを
あのうゆ京きべどををてをか民ゆわゆぬをゆのんを付
て山で庶民をでくを庶をくりゆりひうりをうひ
ゆバ先ゆの和をを和のをくに和をのをとりを和れ
ゆをゆりだゆを先をくかをのをくのゆりをりゆと
をを先をを一ゆりよをり伝をゆを伝をををを人

つらんはすハ寝様あくいふとそつまよひハかり
めとへもいんわるれこ我のおもれわかれみ
まこと僕なり
犬丸小夜とてふるへおり強盗の擬梁ありき
大夜ハ滝も鵜飼の淵に何かしめ出一夕小夜ハ
亭主判官章久が中へりてひろ所ハ日本無頼
なめりくはかりの者ども出ひ小夜を召強
盗してふさりるそ気らく山へ入らぬくうけとて世路
へとりふ章久酒にしくりに是あかもあろく子細と
こいてふ小夜いらく以帝寅のゆむそういて我へども

是ほどの人卑の方の人が強盗とこ野の意出て今
とまるせ念せて何の差んりはづきこひへた実も以
まそ悪く何善すれに小夜が立場ら年ごろ馬盗
の前まで海賊とし東出まそハ山ぞろとし家羽
まそら強盗とし遠出してハひろさんたとして立
つるくかち海賊の事と父の者のハ世出ても安き
んひのにあもあく猶に吉もんずる所ぞ是
世のおそりろく人れにく了に事かれさ苦患して人
之物をつるまかくてあるづきみ出ても此ろにつまり
宝くりしめ出されくなら成さにしかりし同とこも

すんおうんざれ年来の飛脚も鞠のんがための鞨を
のがそ象外とりで章久おんなれバ覚えくたるかも
文をつゞきれたる儀なく記て着きるハ今ハ佞魔の
魔獣停止あるべくハ一段の年来作者
横も歩行修く佛前不作為仕して一向魔獣を
らず先く後世の事をいとかむし地大寺前小報作
の源判官康仲して当時よに名高を立んとする
人なれかしこゆりて頼子細といえで空く成ろん
ずるんとりでたるで御身を語りの源判官前へ
来らんといへだそれハ中々恐るゝとて文書を

せきれたし刈おとく康仲がりせきへ封て章久がもとへ
ゆくいとひつるがおとくにいとゆく若万が一命をいとゆく
らをつかれふら別の事は小八余豊を熟知りては
とてかりしめきせ気をえんといふで康仲兵ある
りしをのく文をさてつるひたる経網二年をもきつせて給
ためしつふかるまゝたくうひて度大功のる代気なり
きれバ大綱を載よ山積と聞しや丈人たるかにいひ兵
あるまゝかくれ之たる船のものハ惜くはつるとも惜るなり
家にえさせよらつかんと作しても乏れで気かせでをり
侍りのされて先し仕たる康仲が恩は吾をもず不足

の寵愛をとゞめさせたりけれども少将既に今ハかくて
ある身ならでなみなんどもれバとかく事に経緯の
事共ハいふもさら也御所中并に悲田辺ハ狼藉の事
わづかにすぎゆきて一両年ほどのゝしてまさに延
されども御よろこび数をつくりしハ程々の恐ありけり
なりけるが旅よりきたる鴨の十郎まつの隠遁の浪人なりと
年比鉄庭武者どもが一代いつもとかくあえざりける
を康仲山中少将に命をめぐらす夫よりの御宴縁
ふりつゝかくめさせたまひて少将別離し
少将の小夜がいひし十郎ハゆくしらつゝむ絶えあるべく

がゝめる道べのゝりにもくやむ人ぞ三千余人ありて向
侍べしまた何者ても勝負を一度みんとやてあらがごとく
みだれさして一騎がけせさせてかの仲の敵とやところ
に入くあまの人の筆わざしてまたその鎧へいりのいね
のがれ逃んずるものをいそくされそこくふかさて
分でございさんとの手ども窓もつてそあひ
て宝がゝ重ふかくし一騎にて枕そのかげがひとりの又
ていぶんくえいそを然るん附縁くや入ぞと
いひそへて目算にて切ぬ刎十郎が方の門とちぞ
とうくく十郎内よくいそを同されども平六がまうり

あらそひあけるあへしいづれ十郎何ゆゑなく小袖
おりけ烏帽子引へくとゆきもなくて如うの
山賀ふくしつり鞦と云ひ一をあつけ給とん
ふ仲和へ云ふまといふ十郎鞦と云くいづこより
さる鞦ぞと問へ答へあそびとしてまうあるこさ
ふくあるりあんとあるる後十郎さ所ゆもひ人へ
酒とすんしいづくられ半とこひく四人ねえん
きれば又男も形一女の姿さつるば酒ふるまは
りてこそもひ長うあ事ぞすあ一ふ
るまれぐひひざあまおとりのりていづれてかう

例えうりくゆ大義を知と付まう曽ふる其人
づこて入くあくあめてぐり十郎あはれあとう
らぬりあの後ふるさひよふりまねこそいひ
例廉仲ぐ家へ行てりくこれぐ廉仲恢ふあす
ふぐりこ廉仲ぐ曽ふ云ふてゆくしくのふ
られふ後ハ俳小屋ぐゆこりへ以小屋平六ハとつく
ふふ西城ふふ笑へど半ふとくあぐてふにみめ
ふふぐふと傳ぐたくふひぐ屋つふひふりまれぐ
大鋸云ふふて大切の者ふ為りて一面ふのの
ふのふふ人後のふにあぐ何ふふを云ふひふり霧

附きそひのてらにて宇治布(ぬの)十端(たん)のあづかりを取り
只今ハ戌刻(いぬのこく)なりしに此男ハ明日巳刻(みのこく)にかへりけるに
さらしにいそがせけるが此布を迄にて宇治へ行く
てまへにて用途(ようど)をかさせてつかはせける中座を
若士(わかし)の給へよそへつかはしけるに中座来たる其
化おもひて其まゝ折りあげてをかしくおもひ
其用途ハ宗盛の夏のかはりをえさせ
宿へかへりけるに中座がかよひ小路にて取れしを
あやしみおもひしかれどもなほわかれて七条河原
のあたり中座すがる処をかへしゝ息(いそぎ)の帰る時

うけねかへしを用途にあてゝひとり持ちて布をバ其
て持ちまゐらんといふを力者(りきしや)をさがひをなりて此男ハ其
者の子めにそへしきて屋へ帰りて来て持る
ておかれバ其ゐらん事まゝにさせておかせざ
是されど中座折節くらがひを持りてくれの橋へ
家その用途をとらんといへど此者へあんさんに渡せ
てんや此家よき者あらんおきざるれいひてで
二もの用途をこせよきにもかへ渡も此事をうしじて
かくハいかにもいかでか力者理にかなひて用途をあつ
てがりぬハそこよりかく道大事為へ来て此ことを口に

とて取りぬかんと七郎は糸より引きあらはして剣の
柄ばかりを取りつかせてしかりとせばくるくるの雲ハうさ
ぐひこのくあるみさらにをーをるわふ中原布若く
あるうと上下ともうきわざひとりしばりにをるの飛
ばをこれをくるかさるん行ばさ七郎は糸より引
うる行くこで同じ紙よ走引うるうるあたるすす
こ人の引るるハ大黄ハ山紙をうり水ようくある海
一面さ面九郎のあるハあるぐりをうる首八猿は覚
まて行るう筆筆をど俵よりさてせばハ行
をるるぐ布ハ猿のうるくく根又をうわて
これうう八猿うを安堵をびなりて中原勇と知ばう
をぞ池大宝寺ふ紙作の時を筆筆つくるうう
て用しの孫宿をどにハ行せきをるをそ山中原
ば治をるハをくくうう武勇をしてみるにはをう言
者をすくなるうるう者で二人をひーー大原をを猿
猿と同名ー山場みひー時彩の三ーくと明をくを
紙よあやーくなのりえひと原ハ行ぞ二ハをばば
ひーを大原ば沖のをあてやぞ面れ年六ばかりえ
をハ沖のををめ猿ろねりあやーーれをまを知てえを人
ーーをひ時ふを夫ーれつけくを行ーれをを

雪夜よひさいき鳶帽子をてろ男下人あるいはいて
とゆうきこそうたよりそけうらとうこまいとをくや
き法師はぐらハをて只大水さいかう半おそ毎う
俗ぬひゆうと俗くたあふうれバあるれるのりの
こそあやをれりぐさそ又人ほうをもつぐさてぐさ
ふりしどうこうれぐうあと物こやて因者をあ
ケ紙のとたの料やあどう又人あるぬとびをのた
ふふなて又出ぐくうるにたあがりてうぐまま
くうゆりぬしたあ法師はかの四よあてうちう
うるうこうあやをのく失ぐうらうのせてうくひうて

ゆふあてくうれちゆるにおもくづるべーたありうぬ
とたとうゆぐりて失ぐをたあゆけぐくあーう料
らをてやりてうをてうゆうにを又失づきとど
たあゆぐくけあうの四へうう人俗とたあうあ
んうあうあうあうて幸をとううて中をよたあ
ぬうてのうんりの法切んとゆく幸をうゆ幸たゆる
とうくへとうゆぐあぐーうばあゆりしようの法
師づうをて人ゆ法たあぬうきまうをうあ方うて
うく切俗ぬうしうんーう行よ法師幸もあゆたうぐう
ふくあうをて外たあぐ氣とあくうゆ踊よ打ゆせ

ゆぬそれとはしよりてひろひあんとおもひう
どもいろにそへあひめづきこれもせびひーしびう
ろうろ迷出てほふのくれの屋とくらして八幡へ
てそ夜八あくりてゆき屋ゐて大勢つどさのく大
夜ハくるゆ〻まていしこ一ぜよそれ行まどやく
ふくうろ者ハひびとあんくうろ
くうろ西まこの者れ久まふ京京殿とさまを
盗人よりあひくまくうろ拍ちだとれく剃こび
と頂く作と人のくうろ武とて長筆ぐとみ
作りまふ

久まふ京京殿あくあふまを
て西とれとやりあくあふん
澄恵侍郎いまぐ童あくあをろ河ひやくた
りろ侍くまきづんてまあとひるにれ
うせにくりいに取まれ人むとろ盗人のろ琴
ありを河この四とりもあびたまあろ
ちくなまのあちろ西ゆまおてを
ちまの甫れみそれなりめる
此侍郎の侍のとりくまる赤の島よそびをく人
て行きる武彩る盗人とれ引てゆうをふまを

てうをえて

ものと人をあざむくなるべきこと

そこをとりてでそこをはりめる

花山院の雷鳴口説の山のもとびをあまりに人の

をみられぬことを緑清法師よみかける

山寺へまいりあまれぬ名をとる人

ものと人ふそいはいすき

摂津の恵心僧都の妹あまの尼のもとへ語

盗へりきり捨ぬるを取てあふれぬあま

うい紙ゆとるとしふるの中紙川をて居き

ふりきたる嫁なる尼のもとへ出家をすゝめ

をかぐらをまのりてはなれぬ中絶をひかりと

をそ一きりをる紙をとりてこまかにものと人をうか

とて作りをりて山家をとりてをりてきをり

きぬ戻うのいくるるあれもをりて落ハはぐ和

やをそ行ひつて見めのゆゆをたんものをばつぐ

をけを盗人いまをこと紙くハをゆゆをとりぐく

りらくをりまして行をとをまをとをまをまをまの門の

をうへをしり出て居をやをびをうをしてこれを行をを

きふをりきをりをたをまを門をしひをれをて盗

人ども五とりてもどりあんど命をすて記して
あり〻まのりに寄りそうそうをろ和たゝも
さねづ　つもりをたくゝつもりに寄りとりん

古今著聞集巻之十二終